

平成19年度中部総合事務所福祉保健局重点事項

1 社会福祉施設等の指導監査について（福祉企画課・福祉支援課・障害者支援課）

（1）概要及び課題

○指導監査は毎年度厚生労働省から示され本庁所管課によって決定される各年度の指導監査重点事項等に基づき、施設運営について法令等が遵守されているか、適正な運営がなされているかどうかを確認するため実施する。

中部管内指導対象施設等：約400箇所
平成18年度指導監査実施施設等は86箇所 19年度も同程度実施予定

○指定障害者福祉サービス事業者については、18年4月の障害者自立支援法施行に伴う制度の大幅な変更により事務が複雑化している。特に利用者1割負担、月単位を改め日々の実績による介護給付費等の支給、18年10月以降の定員超過による減算、職員の人員欠如による減算など。今後も適正な請求事務と契約書類の整備等が行なわれているか確認する。

○介護保険制度については改正により制度が複雑化し、事業所により施設等運営基準等の解釈に齟齬が生じている。きめ細かい情報提供により周知を図り、解釈の統一化を図る。

（2）方法

- ①各年度の指導監査重点事項決定後、各施設と日程調整後指導監査を実施する。
- ②課題のある法人等に対しては、18年度と同様に本庁と局が指導監査情報を共有し、包括的・一体的な指導監査、改善指導を行なう。
- ③介護保険施設等では、県と保険者（市町）が情報交換や情報の共有化を進め、常に連携を図る事により、時宜に応じた監査体制を築き、施設等の適切な介護サービスの提供を目指す。

（3）指導監査等の結果の反映

- ①指導監査結果の通知について指摘事項がある場合は、施設に改善報告書を提出させる。
- ②監査結果の公表は県のホームページにおいて掲載する。

（4）今後のスケジュール等

月	本庁等	福祉保健局
～3月	18年度実施結果、19年度の実施方針等について、本庁各課と情報共有会議を開催	
～6月	国から指導監査重点事項等提示 本庁所管課決定	
7～2月	本庁、福祉保健局該当対象施設の指導監査の実施	
		適宜、管内市町と情報交換や情報の共有化を図るため情報交換会を開催

2 介護保険制度の円滑な運営・推進について（福祉企画課・健康支援課）

介護保険制度の施行後約7年経過し、認定者数、サービス利用量とも順調に増加するなど、制度は着実な定着を見せている。こうしたなかで、介護サービスの基盤整備を計画的に進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域や家庭で尊厳のある自立した生活が送れるよう介護予防の推進、在宅サービスの質の向上や利用の促進を図ることを目的とする。

(1) 介護サービスの基盤及び介護サービス事業者の質の確保

介護サービスを提供する事業者の確保及び高齢者の尊厳ある生活支援の実現に向けた介護サービスの質の確保・向上、介護報酬の適正な給付を確保するため、事業者に対し必要な助言・指導を行なう。

- 新規参入事業者の指定及び既設事業所変更届出等受理
 - 指定更新（6年ごと）の実施 対象事業所数 68ヶ所
 - 介護保険事業者実地指導の実施 対象事業所数 268ヶ所(30ヶ所程度実施予定)
- 運営指導
- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等について、制度理解の確認と普及促進のための指導
 - ・適切な個別ケアプランやアセスメントを含む一連のプロセスの重要性の指導
- 報酬請求指導
- ・報酬基準に基づいた適正な各種加算及び減算の考え方等の理解の普及のための指導
 - ・不正請求の防止とよりよいケアへの質の向上に向けた事業所支援のための指導

※指定更新にあたっては立ち入り検査が必要となるため、実地指導との兼ね合いについて要検討。

(2) 介護予防事業の推進

介護予防に関する普及啓発、市町の担当者等の資質の向上等、市町における効果的な介護予防関連事業の実施を支援するとともに、制度改正により創設された地域包括支援センターの機能強化のための支援を行なう。

[スケジュール]

月	長寿社会課	福祉保健局
5月	<p style="text-align: center;">地域包括支援センター活動支援</p> <p>全県意見交換会開催 ・ネットワーク化 ・定例会開催の事務局体制等の決定</p>	<p>運営に係る情報交換会開催（事務担当） ・評価基準について</p>
6月～		<p>圏域連絡会開催 ・局へ事務局の設置 ・最終的には自主組織の設置を検討する</p>
年度末	全県意見交換会開催	

(3) 認知症対策推進

認知症高齢者の地域支援体制を整備し、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

- 「認知症にやさしい地域づくり懇話会」の継続開催
 - ・家族支援に対する体制整備（市町における「認知症の人と家族の会」組織化を支援）
 - ・市町における介護予防（高齢者施策）事業推進に対する支援
- 関係職種の連携強化
 - ・中部医師会委託事業「症例検討会」の協働開催
 - ・地域包括支援センター活動支援
- 「認知症早期発見・医療体制整備事業」中部医師会委託の活動計画・事業評価の共有化
 - ・担当理事、サポート医とともに事業計画、運営支援

(4) 地域リハビリテーションの推進

高齢者及び身体障害児・者の在宅生活の継続と、生活機能の向上、自立支援を重視した地域リハビリテーションサービスを提供する体制を整備する。

○中部圏域地域リハビリテーション支援センターの活動支援（活動計画・事業評価の共有化）

- ・事業検討会を開催し、事業進捗状況や課題等の把握、関係機関との調整を行なう。
- ・圏域地域リハビリテーション支援センター事業の周知を行い、有効活用を推進する。
- ・定例事例検討会に参加し、有効な開催方法について助言等を行なう。

○当局事業

- ・在宅難病患者支援研修会や地域歯科保健関係者研修会（口腔機能向上事業関係）を圏域支援センターと合同開催する。
- ・身体障害児・者の支援（リハビリテーション）について、障害者支援課との協働で圏域の体制整備に向けて検討する。

(5) 地域ケア体制整備構想の策定

平成19年秋を目途に療養病床再編成を進めていくために策定される「地域ケア体制整備構想」は、療養病床の転換を始めとし、市町村や医療機関等の現場に大きな影響を及ぼすものである。

このため、長寿社会課と連携を密にし、圏域の関係機関との調整や普及啓発等への取り組みを実施する。

- 市町長への個別訪問
- 市町担当課長意見交換会開催：事前アンケートの実施
- 医療機関との意見交換会開催
- 検討委員会等出席

[スケジュール]

月	検討委員会等	長寿社会課（事務局）	福祉保健局
4月		全国会議	
5月	・第5回検討委員会	・整理、検討、必要量の見通し等	・市町長への個別訪問
6月	・第1回専門部会 ・第6回検討委員会		・市町との意見交換会 ・医療機関との意見交換会
7月	・第2回専門部会	・医療機関転換意向及び入院患者医療区分調査	・検討委員会等出席
8月	・第7回検討委員会	・調査結果等を踏まえた推進計画作成	
9月	・第3回専門部会 推進計画策定	・パブリックコメント	
10月	・第8回検討委員会 最終案取りまとめ		
11月	・地域ケア整備構想の策定 ・介護保険事業支援計画策定委員会		

3 母子寡婦・被保護世帯の自立支援（福祉支援課）

(1) 被保護世帯の自立支援

平成16年度4月から被保護者自立（就労）支援モデル事業を6月には無料職業紹介事業を導入し、自立（就労）支援専門員を配置して、被保護者に対して就労支援を中心とした自立支援をしている。

平成17年度から被保護者に対する支援について自立支援プログラム制度を導入し、平成19年度には、就労自立支援に加え、日常生活自立支援、社会生活自立支援の3つのプログラムに基づき支援を展開することとしている。

- ・一般就労の可能な者については、自立支援専門員を核にハローワーク、町と連携して就労に

向けて支援する。

・障害、疾病、高齢等のために十分な就労ができない者については、障害者就業・生活支援センター、障害者地域生活支援センター、地域包括支援センター等と連携して日常生活向上、社会参加に向けて支援する。

(2) 母子寡婦世帯の自立支援

福祉保健局（中部福祉事務所）に母子自立支援員を配置し、職業相談、資金貸付相談、家内相談その他ひとり親家庭の諸々の相談に携わり自己実現・自己決定を支援している。

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、各町役場窓口へのパンフレット配置や各町での巡回相談会を実施するとともに、倉吉市において休日相談会を実施する。

特に就労への支援については、ハローワークとの連携、資格取得支援、スキルアップのための職場体験研修の活用等により自立度の向上を支援する。

【今後の取組み】

被保護世帯自立支援	母子寡婦世帯自立支援
4月) 重点支援者の選定、支援プログラムに沿った支援計画の策定（18年度に策定した「被保護者自立支援プログラム策定要綱」に基づいた支援を実施）	通年) ひとり親家庭休日相談（年2回→年5回へ）ひとり親家庭巡回相談（毎月開催） 役場、民生児童委員との連携 無料職業紹介
5月～) 被保護世帯への説明、意向確認 支援の展開、点検、評価	7月) 制度説明パンフレットの配布
2～3月) 年度評価、次年度に向けた検討	12～3月) 就学金貸付児童への償還意識付け 面接

4 障害者（児）の自立支援（障害者支援課）

障害のある人が自立したふつうの暮らしができるよう、市町圏域を越えた広域な支援を行い、さらに市町と各種専門相談機関等の多様なニーズに対する連携を強化し、ワンストップで対応できる体制作りに努める。

(1) 平成19年度の取組

①自立支援サービス提供体制整備に向けた取組	○市町の地域自立支援協議会の運営に向けた自立支援サービス作りに参画する。 ⇒市町福祉計画への意見・情報交換・情報提供
②制度の定着と新たな課題・ニーズ等の把握	○地域の支援者やボランティア等人的な支援を整える。 ⇒より身近な民生委員、身体・知的障害者相談員等との学習会・出前講座
③障害者の就労促進に向けての取組	○障害者と各事業所、商工会議所等との協力関係を深め、雇用機会の拡大に向けた理解を図る。 ⇒就労支援の課題（工賃、地域での生活支援、職場実習の確保等）の点検
④発達障害児支援体制の整備	○関係機関の連携強化（幼児期：就学への移行を含む） ⇒市町における一貫した支援体制づくりの支援と関係機関の役割の明確化並びに機能強化

(2) 平成18年度の実績

- ①地域特性に応じた相談支援体制の構築
 - 情報交換会等を通じた生の声の集約、関係機関、関係団体、市町との情報交換会
 - 圏域ネットワークの整備、サービス調整会議の設置（開催2回）
- ②少ない福祉資源の有効活用

- 総合拠点の整備
 - ・障害者地域生活支援センターの設置（広域1、市町2（倉吉市 北栄町））
 - ・コミュニケーション支援事業の整備（手話通訳利用実人員23名、利用件数148件）
 - ・施設・福祉スタッフへのスキルアップ支援（ケアマネージメント研修、事例検討会）
- ③経済的自立に向けた取組
 - 小規模作業所・授産所の作業内容実態調査（7月～8月 18施設）
 - 退院、退所後の自立に向けた地域福祉サービスの活用支援
- ④発達障害児早期支援体制整備に向けての取組み
 - 圏域資源調査並びに関係機関ヒアリングの実施
 - 関係機関、市町との意見交換会の開催（開催3回）

（3）今後のスケジュール

取組内容	障害福祉課	福祉保健局
①相談支援体制	県地域自立支援協議会 (4～5月)	市町地域自立支援協議会（H19年度中） サービス調整会議（5, 8, 11, 2月）
②課題等の把握	身体・知的相談員研修会 (年1回)	民生委員、各相談員との学習会、出前講座 (随時)
③退院促進 自立・就労	就労支援施策説明会 (4月)	心の健康フェア（12月） 退院促進推進会議（9, 2月） ハローワーク・県民局県民課との情報交換 (未定)
④発達障害児・者 支援体制の整備	発達障害支援体制整備事業 発達障害者支援試行事業	発達障害支援体制中部圏域計画策定 意見交換会の開催（5, 8, 11, 2月）

5 DV被害者等相談支援事業の充実について（障害者支援課）

（1）概要

平成16年度から、「心と女性の相談室」に「配偶者暴力相談支援センター」の機能が附与され、被害者の相談、医学的・心理的な指導、一時保護、自立支援等、多様な支援が必要とされている。

また、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、中部管内においては相談件数は増加しているが（平成17年 52件、平成18年 66件）、内閣府の調査（H15）で、女性の5人に1人は配偶者からの暴力の被害を受けている現状であることを考えると、DV被害を受けながら相談機関等につながっていない女性はまだ多いことが予想される。

（2）課題・問題点

- ① DV被害者支援では、緊急性・即効性・避難女性の情報の遮断等が求められるため支援者の相談技術の向上、関係機関のネットワークの強化が必要である。
- ② 中部地域住民へDV及び相談受付の周知を行う必要がある。

（3）処理方針・今後のスケジュール等

- ①相談技術の向上、関係機関のネットワークの強化
 - I) 「女性に対する暴力」中部圏域関係機関連絡会の開催（8月、1月）
参加者：家庭裁判所、中部医師会、教育機関、母子生活支援施設、DV民間支援機関、中部圏域市町、民生児童委員、その他関係機関等
内容：DV被害者及び家族支援、鳥取県DV被害者支援計画、各機関の取組等について、意見交換等
 - II) 「女性に対する暴力」中部圏域相談機関担当職員ネットワーク会議の開催（年6回偶数月）
参加者：市町福祉・保健担当者、母子生活支援施設、男女共同参画センター、警察、児童相談所、その他女性に対する暴力相談機関担当職員等
内容：事例検討、被害者支援及び自立支援についての制度活用、中部圏域DV相談機関相互の連携のあり方等の検討

②相談体制の充実

- I)心と女性の相談室の職員誰もが対応できる体制をとる。
- II)心理療法の担当職員によるカウンセリング(第1、第3月曜日)
- III)弁護士による法律相談(随時)
「法律相談センター倉吉」の活用

③県民等へDV被害者相談支援事業の周知

- I)DVについて当局ホームページに掲載(4月)
- II)出前講座の実施(随時)
- III)各種研修会等でチラシ配布

④配偶者暴力相談支援センターが行う業務

- I)相談又は相談機関の紹介
- II)医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導
- III)被害者及び同伴家族の一時保護
- IV)被害者の就業の促進、住宅の確保、援護等の利用についての助言、関係機関との連絡調整
- V)保護命令制度の利用についての情報提供
- VI)被害者の居住、保護施設の利用についての助言、援助

6 元気な若者の自立支援事業(健康支援課)

(1) 概要及び課題

○地域の各種団体と共に、「心身ともに元気な若者を育てる協働」の仕組みをつくり、若者が自立(自分で考え、生活していくこと)することを旨とする。

→若者サポートチームの編成

※切り口は、「思春期の性の健康問題」

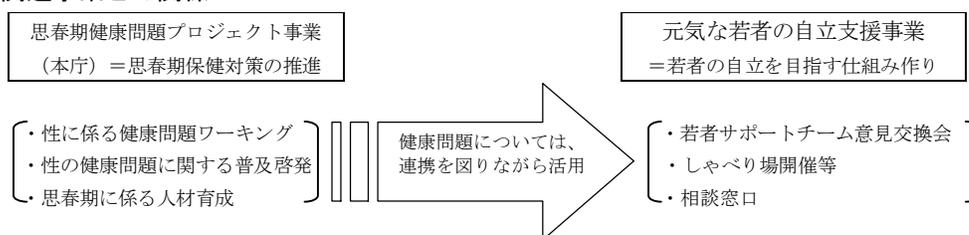
〈事業内容〉

- ①若者サポートチーム意見交換会の開催(年4回)
- ②若者サポートチーム研修会(年1回)
- ③若者とのしゃべり場開催(月2回)
- ④若者との意見交換会(年1回)
- ⑤若者「心と体の相談窓口(電話・メール)」(健康支援課内)

○仕組みを作るためには、若者の視点で考える必要がある。そのためには、若者の本音を知ることが必要。

○昨年度試行的にしゃべり場開催したが、若者はいきなり大人には本音をしゃべらないことを実感。今年度若者との信頼関係を築く為に、定期的に「しゃべり場」開催。

(2) 関連事業との関係



(3) 平成18年度実績

実施日	項目
H18.7.6	第1回意見交換会
7.8 30	若者との意見交換会(高校生ボランティア) 〃
(不定期)	しゃべり場実施
9.7	若者サポートチーム研修会及び第2回意見交換会
H19.2.8	第3回意見交換会
3.25	「SAVE THE LOVE」開催(サポートチーム共催事業) ～ピア生によるピアエデュケーション～

(4) 今後のスケジュール等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若者サポートチーム意見交換会			○	○	同時開催	○					○	
若者サポートチーム研修会				○								
しゃべり場						2回/月						▶
若者と意見交換会				○ (夏休み前)								
若者「心と体の相談窓口」												▶

7 知って納得！健康とっとり推進事業（健康支援課）

(1) 概要

本県の主要死因である生活習慣病の発症や生活習慣病に起因する要介護状態を予防する等、元気な高齢者を増やし、『健康寿命の延伸』を目的とした健康づくり施策を進めるためには、市町が世代特徴に応じた健康づくり対策の視点を持ち、住民に対する効果的な普及啓発に取り組む必要がある。

- 健康づくり啓発セミナーの開催
（「健康寿命の延伸」に対する理解や先進地事例の取組みから学ぶ）
- 市町を巻き込んだ企画会議の開催
健康情報等様々な情報を基にした啓発モデルの提供
効果的な普及啓発のあり方を検討 他

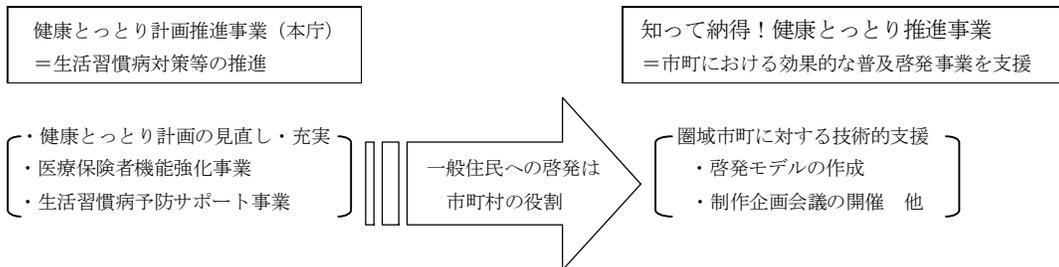


市町における啓発資料の作成 → 市町における普及啓発へ

(2) 課題・問題点

- ①住民の理解・納得できる啓発材料が不足しており、効果的な普及啓発事業が実施できていない。
→マスコミ等の偏った健康情報に翻弄され、真に必要な行動変容につながっていない。
→住民が納得しうる身近な健康情報を発信することが必要である。
- ②市町を巻き込んだ制作企画会議開催のための根拠資料づくりに取り組む必要がある。
(例) 国民健康保険医療費の推移
介護保険給付費等の推移
先進地取組み事例

(3) 関連事業との関係



(4) 今後のスケジュール等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
啓発モデルの作成	○											
啓発セミナーの開催			○									
制作企画会議の開催				○			○			○		
普及啓発事業					○							